



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

新入学（園）期の交通安全運動

4月に入り入学式を迎えるなど新入学児童の通学が始まります。本町では、期間中に通学時の街頭指導などを行い、交通ルールに不慣れな子どもたちや高齢者が交通事故に遭わないよう交通安全運動を実施します。

- ・飲酒運転の根絶
- ・スピードダウン
- ・シートベルト全席着用
- ・自転車の安全利用
- ・居眠り運転防止
- ・デイ・ライト

野犬掃とうを行います

放し飼いの犬は、野犬とみなし捕獲処分しますので、放し飼いはないようご注意ください。

◆期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◆区域

町内全域

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7511

春の全国交通安全運動

◆運動期間

4月6日(月)～15日(水)

※4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。正しいマナーや交通ルールを守り、交通事故ゼロを目指しましょう。

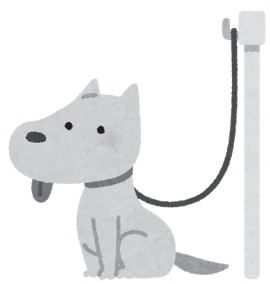
◆年間スローガン

ストップ・ザ・交通事故

くめさせ安全で安心な北海道

◆運動の重点

・高齢者の事故防止



粗大ごみの自己搬入

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

環境センターへの自己搬入

粗大ごみなどを処分する場合、町が行っている粗大ごみの戸別収集のほか、桜山の環境センターに自己搬入（ご自分で持込み処分）することもできます。

許可が必要です。必ず町環境政策課または南部公民館に申請し、許可書の交付を受けてから搬入してください。（印鑑などの持ち物は不要）

◆受入曜日

月曜日～金曜日

◆受入時間

4月～10月
午前9時～午後5時

11月～3月
午前9時～午後4時半

◆搬入先

環境センター（栗山町字桜山）

◆処理料金

○「生ごみ」「炭にできるごみ」「炭にできないごみ」
100kgにつき800円

○右記以外の資源物

（家庭から出たごみ）
無料
（事業所から出たごみ）
100kgにつき400円
※受入れできない「適正処理困難物」は、町ホームページまたは「2019年4月版 家庭ごみの『分け方・出し方』」16ページでご確認ください。

※自己搬入の場合、町指定ごみ袋に入れる必要はありませんが、必ず分別した状態で搬入してください。

し尿くみ取り料金を改定します

町広報で2カ月に渡りお知らせしたとおり、平成13年から19年間据え置いてきたし尿や浄化槽汚泥のくみ取り料金1リットル当たり6.5円（消費税別）を今月から8.0円（消費税別）に改定します。料金の改定にご理解をお願いいたします。

今回改定する料金は令和7年3月までの5年間は変更しません。

堆肥

「栗肥土」春の特別販売

4月11日、25日
9:00～11:00

【場所】 町役場車庫前

【価格】 10kg 袋 300円

※各日 1,000袋ずつ販売する予定です。
※無くなり次第販売を終了します。



春の全町一斉清掃

4月19日(日) 7:00～

※6:45に打上花火で合図します。（雨天決行）
※詳しくは、各町内会・自治会経由でお知らせします。
※家庭ごみの収集は行いません。家庭ごみは地区ごとに決められた曜日に、各ステーションに出してください。



新型コロナウイルス関連の情報を

データ放送「地デジ広報」で確認できます

新型コロナウイルスに関する情報を期間限定で、テレビのデータ放送で配信します。

◆操作手順

- ①リモコンの8ボタンを押して、テレビのチャンネルをUHB（北海道文化放送）に変えてください。
- ②リモコンのdボタンを押してください。
- ③リモコンの黄色ボタンを押してください。
- ④リモコンの上下ボタンで見たい記事を選んでください。

【問い合わせ】 町総務課広報・防災・情報グループ ☎ 73-7501



配信予定期間
5月31日(日)まで

自動車運転免許証の自主返納を支援します

◆対象者

- 以下の全てを満たしている方
- ・町民で満65歳以上の方
- ・平成31年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方
- ・町税などを滞納していない方

◆支援内容

- 以下のいずれか一つを3年間交付
- ・ハイヤー利用券（初乗り料金550円を24回分）
- ・ハイヤー利用券（12回分）と町営バス回数券（7通）
- ・町営バス回数券（14通）

◆手続きの流れ

- ①栗山警察署で所定の申請書に記入のうえ、運転免許証を添えて申請
※ご本人による手続きが原則です。代理人による申請には委任状が必要です。
※運転経歴証明書の交付を申請される方は、顔写真（縦3cm・横2.4cm）、収入印紙（1100円分）、印鑑が必要です。収入証紙は警察署で購入できます。
- ②役場10番窓口で申請書に記入・押印し、警察署で交付された運転免許の取消通知書の写しを添付して申請
※警察署で運転経歴証明書の交付を申請された方は、収入証紙の領収書、ご本人の口座番号が確認できるもの（通帳など）をご持参ください。

窓口が変わりました

- ④番窓口 新庁舎1階（住民保健課）
- ↓
- ⑩番窓口 新庁舎2階（環境政策課）に移動しました